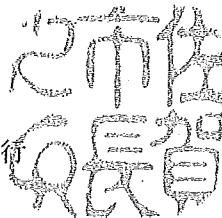


諮詢書

佐市生安第86号
平成26年7月16日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏衍



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 諒問事項

エスプラツ外周壁への防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について

2 諒問理由

佐賀市中心街のエスプラツ周辺では、万引き、自転車盗難、車上狙い等の犯罪が年間約50件発生している。

このため、エスプラツ外周壁に防犯カメラを設置し、当該地域周辺における犯罪抑止を図り、市民の安全で安心な生活環境を整備する。

3 設置者（管理者）

市民生活部 生活安全課

4 設置時期

平成26年10月25日（予定）

5 防犯カメラの概要

（1）設置場所

エスプラツ（佐賀市白山二丁目7番1号）の外周壁

（2）設置台数

12台

（3）稼働時間

午前0時から午後12時まで（常時稼働）

（4）掲示

防犯カメラ設置場所に、防犯カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示するとともに、市報に掲載する。（市報平成26年10月15日号予定）

(5) モニター及び記録装置

- ・ エスプラツツ 2 階市民サービスセンター事務室内に、専用のモニター及び記録装置（以下「レコーダー」という。）を設置する。
- ・ モニターは、保守点検及び画像データの提供時の確認・複写時にのみ使用し、常時のモニタリングは行わない。

(6) 画像データの記録方法及び保存期間

- ・ 撮影画像は、撮影を行った日の翌日から起算して 10 日間、レコーダーに保存する。
- ・ 保存期間を経過した画像データは、新しいデータを自動的に上書き記録することで完全消去する。

(7) 防犯カメラ管理者及び取扱者の指定

市民生活部長を防犯カメラ管理者に、生活安全課長を防犯カメラ取扱者に指定し、防犯カメラ及び画像データの適正な管理に努める。

(8) レコーダーの保管

- ・ レコーダーは、エスプラツツ 2 階市民サービスセンター事務室内に設置し、レコーダーケースに鍵をかけて収納する。
- ・ レコーダーケースの鍵の管理は防犯カメラ取扱者が行い、その使用状況を鍵使用管理簿に記録する。
- ・ 鍵は、鍵保管庫に保管の上、施錠可能な特定のキャビネットに保管する。

(9) その他

「エスプラツツ外周壁に設置する防犯カメラ取扱要綱」を定め、防犯カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努める。

6 画像データの提供

画像データの提供は、「佐賀市個人情報保護条例」及び「エスプラツツ外周壁に設置する防犯カメラ取扱要綱」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第 239 条第 2 項に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

エスプラツ外周壁に設置する防犯カメラ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エスプラツ周辺区域における犯罪の脅威から市民を保護し、市民の安全な生活に寄与するために本市が設置する防犯カメラの取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 本市が犯罪の予防を目的として設置するカメラ及び当該カメラにより撮影した画像を電磁的方法により記録する関連機器で構成されるものであって、通信回線等により外部と接続できないもの
- (2) 画像データ 防犯カメラで撮影した画像を電磁的方法により記録したもの
- (3) レコーダー 画像データを記録する機器
- (4) レコーダーケース レコーダーを格納する箱で、施錠できるもの
- (5) データ媒体 第6条の規定により提供する画像データを記録するための外部記録媒体

(防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者)

第3条 防犯カメラ及び画像データの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、市民生活部長をもって充て、防犯カメラ及び画像データの管理及び運用に関する方針の決定を行う。

3 取扱者は、生活安全課長を持って充て、次に掲げる事務を行う。

- (1) 管理者を補佐すること
- (2) レコーダーケースの鍵の管理及びその使用状況を鍵使用管理簿（別紙）に記録すること
- (3) 防犯カメラ及び画像データを取り扱う職員（以下「取扱職員」という。）を指名すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が定めた防犯カメラ及び画像データの管理及び運用の実施に関すること

4 防犯カメラ及び画像データの操作は、管理者、取扱者及び取扱職員のみが行うことができる。

(設置場所)

第4条 防犯カメラを設置する場所は、エスプラツの外周壁とする。

2 防犯カメラで撮影する区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

3 防犯カメラの撮影区域には、通行者の見やすい位置に、撮影を行っていることを認識できる標識等を掲示しなければならない。

(画像データの取り扱い)

第5条 防犯カメラは常時稼働して画像を撮影し、レコーダーに記録するものとする。

2 画像データの保存期間は、撮影を行った日の翌日から起算して10日間とする。

ただし、次条の規定により画像データを提供する必要があるとき又は管理者が必要と認めるときは、10日を超えて保存することができる。

3 前項に規定する保存期間を経過した画像データは、当該画像データが記録された領域に、新たな画像データを記録する方法により消去するものとする。

(画像データの提供等の制限)

第6条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合に限り、管理者、取扱者及び取扱職員以外のものに提供することができる。

2 前項の規定に基づき画像データを提供するときは、提供先に対し、次に掲げる条件を付きなければならない。

(1) データ媒体に記録した画像データを複写してはならないこと

(2) 画像データが不要になったときは、データ媒体を返却すること

3 提供先から返却されたデータ媒体に記録された画像データは、復元できない方法によって消去しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの取り扱いに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

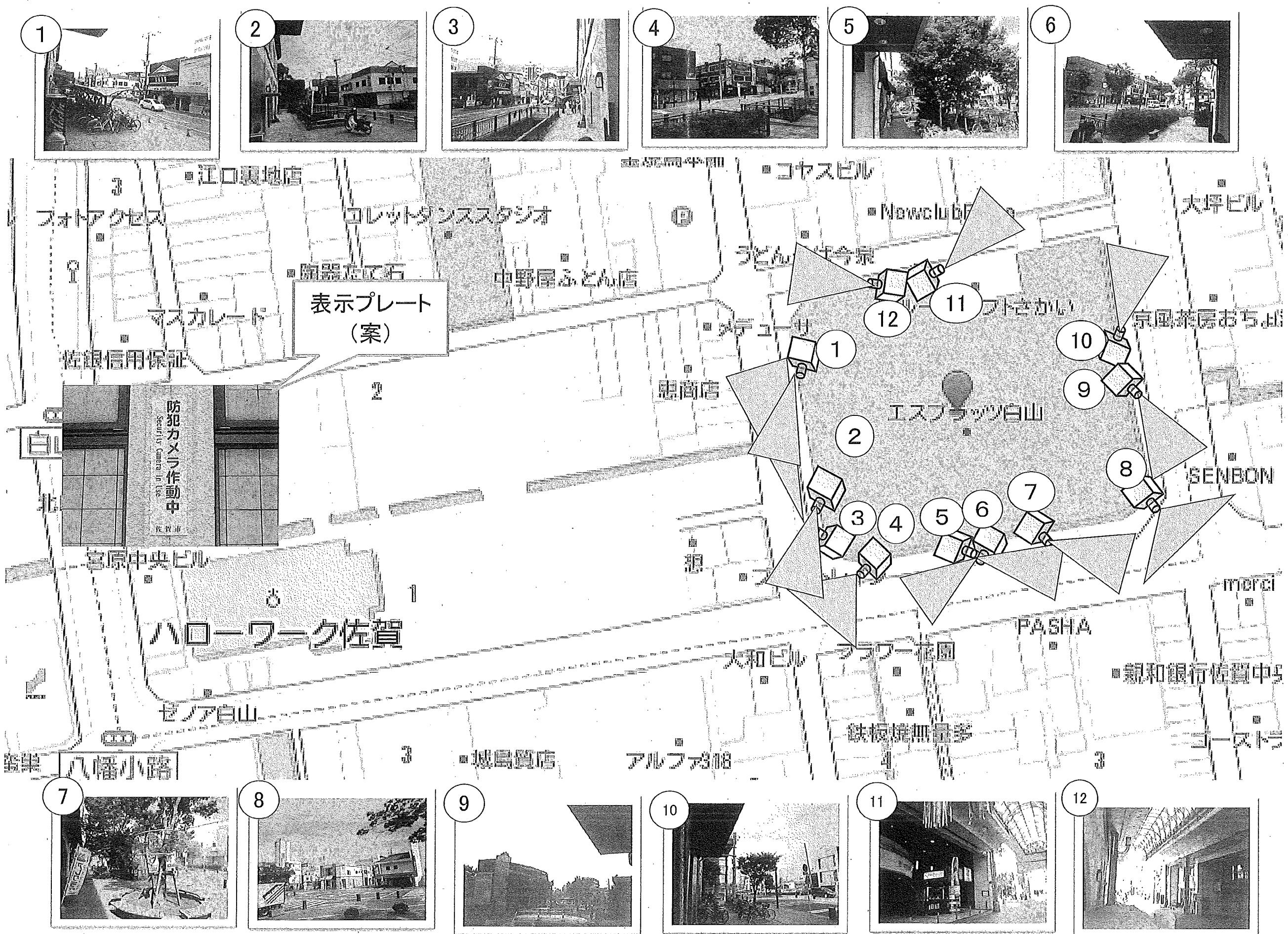
この要綱は、平成26年10月25日から施行する。

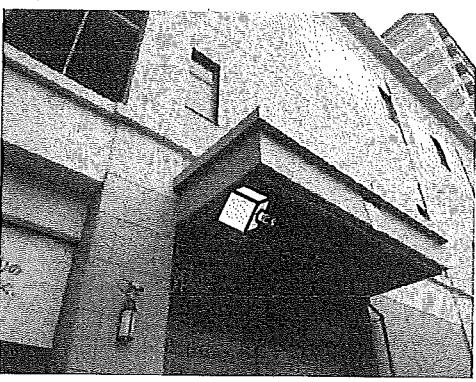
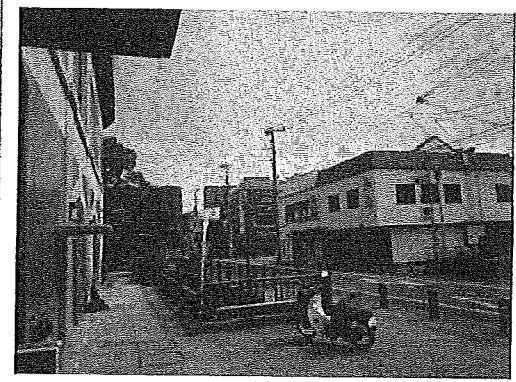
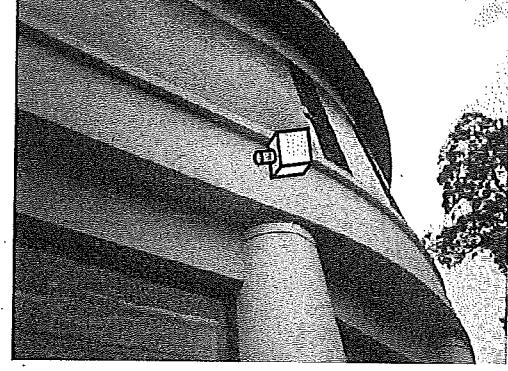
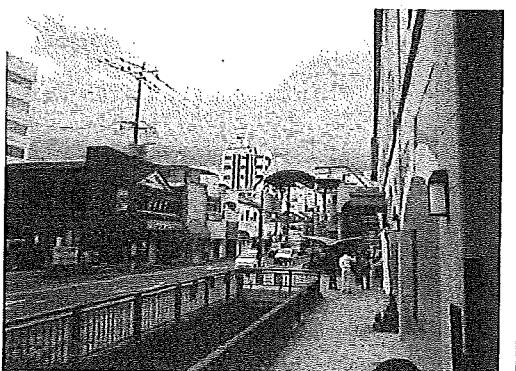
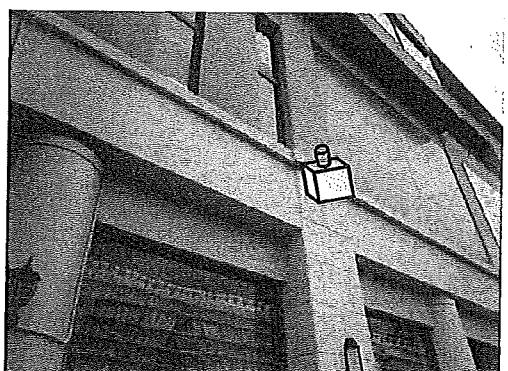
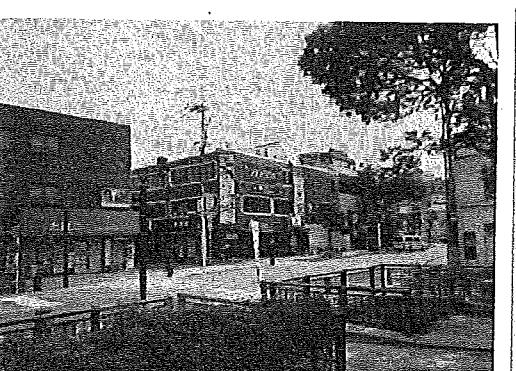
別紙(第3条関係)

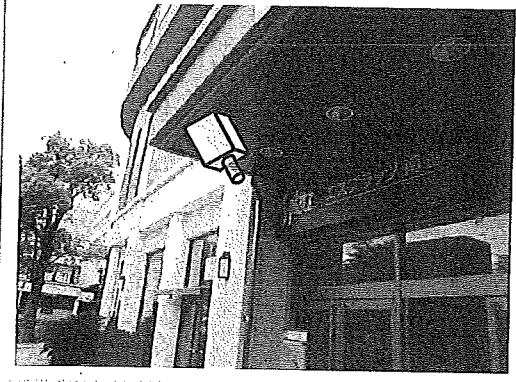
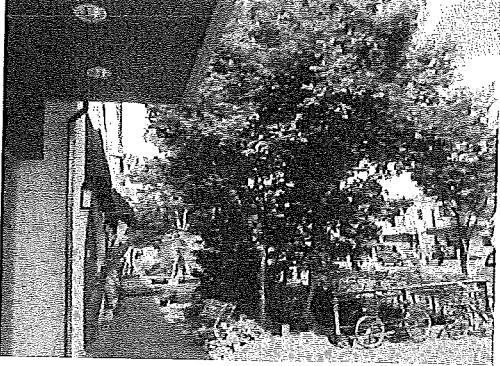
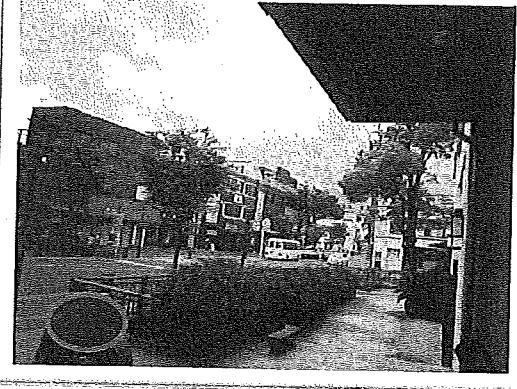
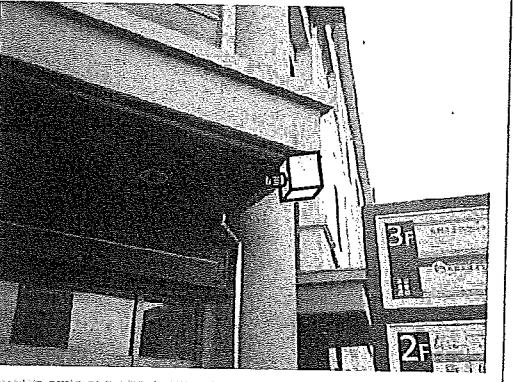
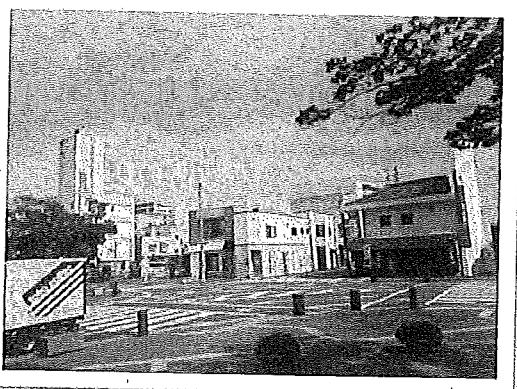
簿理管用使鑑ヲメ力犯防

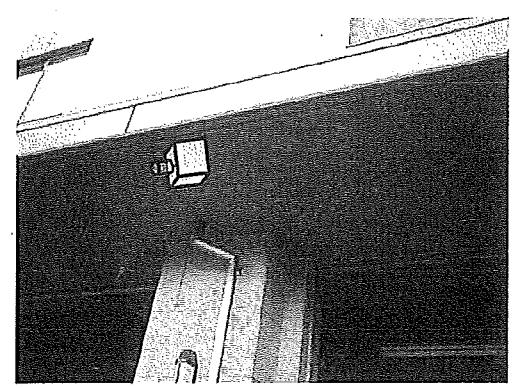
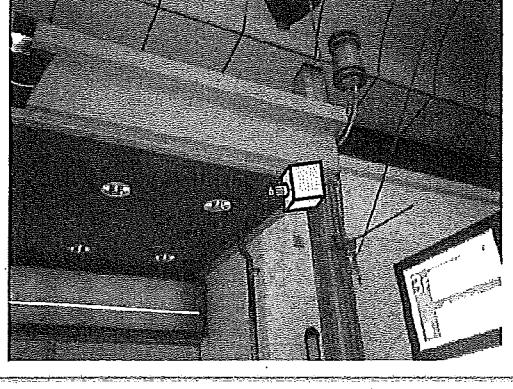
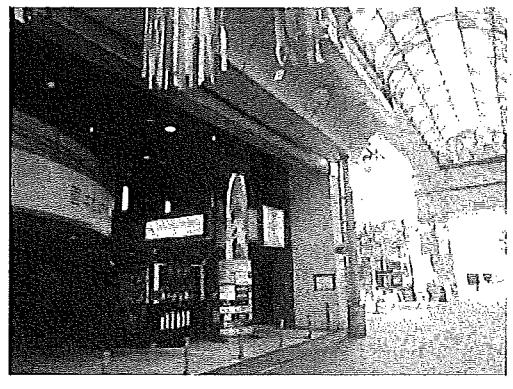
○エスプラッツ周辺防犯カメラ設置案

H26.5.8 生活安全課 交通安全・防犯係



No.	設置場所	撮影イメージ	備考
①			
②			
③			
④			

No.	設置場所	撮影イメージ	備考
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

No.	設置場所	撮影イメージ	備考
⑨			
⑩			
⑪			
⑫	